

岩手県告示第793号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成21年度県民生活習慣実態調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成21年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に対する意識等を把握することにより、平成13年6月に策定された「健康いわて21プラン」の推進状況を確認し、平成22年度から平成24年度にかけて行う最終評価及び次期計画の策定の基礎資料を得ること。
- 2 調査対象の範囲 平成17年国勢調査地区より設定された単位区より無作為に抽出した県内22地区内の世帯及び満1歳以上の世帯員
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 身体状況調査票
      - (ア) 身長
      - (イ) 体重
      - (ウ) 腹囲
      - (エ) 血圧
      - (オ) 服薬及び運動の状況
      - (カ) 1日の運動量（歩行数）
    - イ 歯科疾患実態調査口腔診査票
      - (ア) 歯の状況
      - (イ) 歯周組織の状況
      - (ウ) 補綴処置の状況・必要度
      - (エ) 顔面頸部、粘膜その他の異常
    - ウ 栄養摂取状況調査票
      - (ア) 世帯状況
      - (イ) 食事状況
      - (ウ) 食物摂取状況
    - エ 県民生活習慣状況調査票
      - (ア) 日常生活で感じていること
      - (イ) 日常生活の過ごし方
      - (ウ) 食生活、運動、喫煙、飲酒、不慮の事故、こころ、生活習慣病等の知識、意識及び実態
      - (エ) 健診・保健指導の受診状況
    - オ 歯科疾患実態調査アンケート調査票
      - (ア) 歯の健康管理（歯磨きの実施状況、歯間清掃用具の使用状況等）
      - (イ) 歯の残存歯数
  - (2) 基準となる期日又は期間 平成21年11月1日
- 4 報告を求めるもの 約1,000世帯に属する約3,000人の世帯員
- 5 報告を求めるために用いる方法 身体状況調査票及び歯科疾患実態調査口腔診査票は、対象者を会場に集めて医師、歯科医師、保健師等が計測、診査及び問診を行い作成する。栄養摂取状況調査票、県民生活習慣状況調査票及び歯科疾患実態調査アンケート調査票は、対象世帯及び対象者に説明会又は巡回訪問にて配布し、会場健診で回収するものとする。なお、会場に來られな

った対象者の調査票については、訪問又は郵送にて回収する。

6 報告を求める期間 平成21年11月1日から同月30日まで